

令和3年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和4年2月28日（月）午前10時から午前11時10分まで
- 2 開催場所 高松市役所 11階 114会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

| | | | |
|-------|-----|-----|---------------|
| 委員長 | 富家 | 佐也加 | (弁護士) |
| 委員長代理 | 春日川 | 路子 | (香川大学法学部准教授) |
| 委員 | 天谷 | 研一 | (香川大学経済学部准教授) |
| 委員 | 鈴木 | 達也 | (香川大学創造工学部助教) |

(2) 市側出席者

外村財政局次長（契約監理課長事務取扱）、楠契約監理課技術検査室長、後藤契約監理課長補佐、鴻上契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、松本建築課長、次田文化・観光・スポーツ部長（文化芸術振興課長事務取扱）、香西消防局総務課長、里石都市整備局次長（道路整備課長事務取扱）、今岡下水道部長（下水道施設課事務取扱）ほか

4 会議の概要

- (1) 委員長の互選
- (2) 委員長職務代理者の指名
- (3) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

ア 工事等の発注状況について

令和3年9月から12月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 45件 公募型指名競争入札 50件 随意契約 3件 随意契約
(緊急工事) 8件

合計 106件 約6億8,354万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 22件 随意契約 5件

合計 27件 約1億5,798万円

イ 指名停止の状況について

令和3年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 2者

(4) 審議（抽出事案について）

令和3年9月から12月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別

に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 高松市文化芸術ホール改修工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ 旧川添分団第2部消防屯所解体工事
公募型指名競争入札 解体工事
- ウ 魚屋町栗林線電線共同溝詳細設計業務委託（その2）
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 東部下水処理場1系遠心脱水機改築工事
随意契約 機械器具設置工事

(5) その他

- ・次回の会議の日程 令和4年6月（予定）

5 質疑応答（要旨）

| 質 問 ・ 意 見 | 回 答 |
|---|--|
| <p>「市発注工事の入札・契約状況などについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近時、原油価格の高騰があり、工事コストに影響することが推測されるが、予定価格等には反映されるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原油については、毎月の単価を積算に反映させ、予定価格を決定している。落札後に価格の上昇があった場合も、一定の要件の下、単価のスライド要求があれば、積算に反映させる制度を採用している。 |
| <p>「高松市文化芸術ホール改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加した業者は1者のみであったが、他に入札に参加しうる業者はなかったのか。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本件の予定価格は事後公表であったが、落札率は99.5%であり、業者が予定価格を正確に推測することは可能なのか。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・発注前に、本案件で求めている施工実績を満たす業者は、JVの代表者としては、市内業者で1者、準市内業者で10者、また、代表者以外の構成員としては、市内業者で10者を見込んでいた。 ・建築一式工事は、積算に当たり、見積りを多く採用するため、業者の企業努力で応札額を下げるのが難しい傾向にある。加えて、本件の工事内容は、大部分が特殊性 |

| | |
|--|---|
| | <p>を有する舞台設備の改修であり、応札業者は、当該部分について舞台設備の専門業者から見積りを取ったものと考えられ、低い価格で入札することは難しかったことが推測される。</p> |
| <p>「旧川添分団第2部消防屯所解体工事」</p> <p>・本件は、2者が入札しているが、応札可能業者数はどのくらいか。</p> | <p>・この案件について個別調査は行っていないが、解体の業種で本市に登録がある業者は、109者である。今年度発注した解体工事については、多いもので9者の応札があり、本件についても、5、6者程度の応札を推定していたが、業者の個別の受注状況、その他要因が影響して、2者にとどまったものと推測される。</p> |
| <p>・今回の工事一覧の中に、抽出案件以外にも、解体工事で再募集となっているものが見受けられるが、どのような理由で落札されていなかったのか。</p> | <p>・解体工事業は、近年、建設業法において新設された業種区分で、本市では、令和2年度から解体工事の発注実績があるが、今年度は最低制限価格を下回って応札される傾向がある。今回の工事一覧においても、最低制限価格を下回る応札があり、工事品質の確保の観点から、失格の取り扱いとした結果、不調となったために、再募集に至ったものが複数ある。</p> |
| <p>・最低制限価格を下回ることが多いということであるが、基準価格の算定の仕方について見直す考えはあるか。</p> | <p>・現在、最低制限価格の算定については、国の基準に倣って運用しているが、業種に応じて最低制限価格の算定方法を変更する運用は行っていない。本市独自の算定方法は考えていないが、今後もこのような状況が続く場合、検討が必要になるかもしれない。</p> |

「魚屋町栗林線電線共同溝詳細設計業務委託（その2）」

・入札参加条件について、入札に必要な過去の施工実績の金額設定はどのように行っているか。

・市内企業及び準市内企業での募集であるが、応札数が1者と少なかった理由について分析しているか。

・本件は、案件名に（その2）とあるが、それ以前の案件については、市内企業からの参加があったのか。

・工事の内容によっては、募集の当初から入札参加条件における営業所の所在地要件を広げる等の検討をしていただきたい。

「東部下水処理場1系遠心脱水機改築工事」

・前回の機器の更新から23年を経て、同一の業者で随意契約を行っており、今後も同様の状況が予想されるが、長期間の経過後、同一業者が施工できなくなるリスクについては、どのように認識

・コンサルタント業務委託において求める施工実績は、予定価格の3分の2としており、予定価格を事前公表しているため、詳細の数値で設定している。工事については、予定価格を事前公表しない案件があり、そのような案件では、所定の桁数で端数処理を行っている。

・電線共同溝は、設計の発注実績が少ないことが原因の一つとして考えられる。また、本件は、これまでの電線共同溝の設計と異なり、コンパクト化した低コスト仕様のものであるが、そのノウハウを持っている業者が少ない可能性があると推測される。

・この案件の前に発注を行った「その1」の設計業務委託については、市内業者が落札している。「その2」については、施工区間に踏切があり、軌道の下を通す特殊性のある設計であったことが、応札意欲の低下につながった可能性が考えられる。

・平成29年度の高松海岸線（玉藻工区）電線共同溝等詳細設計業務委託については、準市内企業が落札している。

・工事内容によって、所在地要件については判断したい。

・本市のみならず、国内の他の下水処理施設でもこの業者の機器が使用されており、遠心脱水機に関し、下水道事業では大手企業であると認識している。遠心脱水機を中

しているか。

心として1社の事業形態を続けながら、新たな技術を取り込み、進歩してきた業者であり、今後も継続して施工いただける業者の一つと考えている。

また、昨今は企業の統廃合が行われつつあるが、そのノウハウ、技術は継承され、下水道事業へも生かされていくものと考えている。